

諫早市薬剤師会
保険薬局各位

日本赤十字社長崎原爆諫早病院
院長 福島 喜代康

電子カルテ移行に伴う院外処方箋の表記変更についてのお知らせ

平素は大変お世話になっております。保険調剤薬局の皆様には当院の処方箋を応需して頂き、誠にありがとうございます。

さて、この度当院では、電子カルテシステムを導入することになりました。それに伴い、処方箋の様式に関して以下に示す点が変更となりますので、お知らせ致します。

記

運用開始日

2023年3月13日(月)

主な変更点

- 一般名処方**が導入されます。
記載について:【般】+「一般的名称:成分」+「剤形」+「含量」
- 用量に **1回量と1日量を併記**するようになりました。調剤の際はご留意下さい。
- リフィル処方に対応**できるようになりました。
リフィル処方可の場合は、「リフィル可 □ (○回)」と印字され、リフィル処方不可の場合は取り消し線が引かれて「リフィル可 □ (○回)」と印字されます。
- 処方薬情報のQRコードが印刷**されます。
(バーコードの読み取りに対応している場合、処方歴が自動でシステムに追加されます。)
- 上記の情報追加に伴うスペースの減少のため、**処方の印字(フォント)が小さく**なりました。
※詳細は別添の処方せんサンプルをご覧ください。

当院への情報提供について

保険薬局で一般名により調剤を行った場合、又、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品への変更調剤を行った際は、調剤した薬剤の銘柄について処方せんを発行した医療機関へ情報提供することの義務について、厚生労働省通知「処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成24年3月5日保医発0305第12号)及び「疑義解釈資料の送付について:その2、問43(平成24年4月20日事務連絡)」を参考に、以下の対応にさせていただきます。

(対応)

保険薬局から当院への『一般名処方の調剤銘柄』及び『後発品への変更銘柄』情報のフィードバック(FAX返信)は、不要とします(電子カルテに文書の取り込みを行わない)。

ただし、保険薬局においては、内容の変更について必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参するよう指導をお願いします。

以上

問い合わせ先: 日本赤十字社長崎原爆諫早病院 薬剤部 森下 竜二、神之田 和久
電話(病院代表) 0957-43-2111